

大阪 大谷 大学
令和 6 年度 入学試験問題（一般中期）

日本史

注意事項

1. 問題冊子は、全部で 8 ページです。解答用紙は 1 枚です。
2. 解答用紙の所定欄に受験番号・氏名を記入してください。
3. 解答はすべて解答用紙の所定欄に記入してください。
4. 問題冊子は持ち帰ってください。

【1】次の史料A～Dを読み、設問に答えよ。

A

(唐・天宝元年十月) 時に①大和上楊州大明寺に在り、衆僧のために律を講ず。栄叡・普照師大明寺に至り、大和上の足下に頂礼して具に本意を述べて曰く、「仏法東流して日本国に至る。其の法有りと雖も、法を伝ふる人無し。本国に昔〔 a 〕有りて曰く、二百年後に聖教日本に興らむと。今此の運に鍾る。願はくは和上東遊して化を興せ」と。……

(日本・天平勝宝五年十二月) 十九日、風雨大いに発り、四方を知らず。午時、浪上に山頂を見る。廿日乙酉午時、第二舟薩摩国阿多郡秋妻屋浦に著く。廿六日辛卯、延慶師和上を引いて〔 b 〕に入る。……

(天平勝宝六年二月) 四日、京に入る。……

(同月五日) 勅使正四位下〔 c 〕來り、口づから詔して曰く、「……
②朕此の東大寺を造りて十余年を経、戒壇を立てて戒律を伝受せんと欲す。自ら此の心有りて日夜忘れず、今諸大徳遠く来りて戒を伝ふ。冥く朕の心に契ふ。今より以後、戒を授け律を伝ふること、一ら和上に任ねむ」と。
……其の年四月、初めて盧舎那仏殿の前に戒壇を立つ。天皇初めて壇に登り、菩薩戒を受けたまふ。

B

諸公卿をして遣唐使の進止を議定せしめむことを請ふの状

右、臣某、謹みて在唐の僧中瓘、去年三月商客王訥等に附して到る所の錄記を案するに、大唐の凋弊、之を載すること具なり。……臣等伏して旧記を檢するに、度々の使等、或は海を渡りて命に堪へざりし者有り、或は賊に遭ひて遂に身を亡ぼせし者有り。唯だ、未だ唐に至りて難阻飢寒の悲しみ有りしことを見ず。中瓘の申報する所の如くむば、未然の事、推して知るべし。臣等伏して願はくは、中瓘の錄記の状を以て、遍く公卿博士に下し、詳らかに其の可否を定められむことを。國の大事にして、独り身の為めのみにあらず。且く款誠を陳べ、伏して処分を請ふ。謹みて言す。

寛平六年九月十四日 大使參議③勘解由次官從四位下兼守左大弁行式部
權大輔春宮亮〔 d 〕

<設問>

(1) 史料Aは、『唐大和上東征伝』からの抜粋である。下線部①「大和上」とは誰か。

(2) 空欄〔 a 〕には、遣隋使を派遣した時に推古天皇・蘇我馬子とともに政権を運営していた人物の名が入る。それは誰か。

(3) 空欄〔 b 〕には、九州に置かれていた政府出先機関の名が入る。その機関の名を記せ。

(4) 空欄〔 c 〕には、かつて遣唐使として派遣された経験があり、帰国後は政権で重用され、後に右大臣になった人物の名が入る。それは誰か。

(5) 下線部②「朕」とは誰か。天皇の名を記せ。

(6) 史料Bは、遣唐使の進止を議定することを請う奏状からの抜粋である。「進止」とはどういう意味か。

(7) 史料Bには、なぜ遣唐使の進止を検討する必要があると述べられているか。簡潔に述べよ。

(8) 下線部③「勘解由次官」とは勘解由使の次官の意である。勘解由使は、令に定められていない新しい官職である。このような官職のことを何と呼ぶか。

(9) 空欄〔 d 〕には、史料Bの奏状を奉った人物の名が入る。それは誰か。

C

親鸞におきては、「たゞ念佛して、弥陀にたすけられまいらすべし」と、
④よきひとの仰をかふむりて、信するほかに、別の子細なきなり。念佛は、
まことに淨土にうまるゝたねにてやはんべるらん。また、地獄にをつべき
業にてやはんべるらん。惣じてもて存知せざるなり。たとひ、〔 e 〕
にすかされまいらせて、念佛して、地獄におちたりとも、さらに後悔すべ
からずさふらふ。……

D

帝王は国家を基として天下を治め、人臣は田園を領して世上を保つ。而る
に他方の賊来つて其の国を侵逼し、自界叛逆して其の地を掠領せば、豈驚
かざらんや。豈騒がざらんや。国を失ひ家を滅せば、何れの所にか世を遁
れん。汝須らく、一身の安堵を思はば、先づ四表の静謐を禱るべきものか。
……汝、早く信仰の寸心を改めて、速かに⑤実乗の一善に帰せよ。然れば
則ち三界は皆仏国なり、仏国其れ衰へんや。十方は悉く宝土なり、宝土何
ぞ壊れんや。國に衰微なく土に破壊なくんば、身は是れ安全にして、心は
是れ禪定ならん。此の詞此の言信すべく崇むべし。

<設問>

- (10) 史料Cは、親鸞の弟子唯円の著述からの抜粋である。その書名を記せ。
- (11) 下線部④「よきひと」とは親鸞の師のこと、文中の空欄〔 e 〕に入る人物を指す。それは誰か。
- (12) 史料Dの下線部⑤「実乗」は法華経の教えを指す。この書は、北条時頼に献呈され、法華経こそが國家の安穏を得る正法であると説いている。その書名を記せ。

【2】次の史料A・Bを読み、設問に答えよ。

A

- 一 異国え①奉書船の外、舟遣すの儀、堅く停止の事。
- 一 奉書舟の外、日本人異国へ遣し申す間敷候。若忍び候て乗参候者之有るに於てハ、其者ハ死罪、其舟并船主ともに留置、言上仕るべき事。
- 一 ②異国え渡り住宅仕り之有る日本人來り候は、死罪に申し付くべく候。但、是非に及ばざる仕合之有りて、異国ニ逗留いたし、五年より内ニ罷帰り候者ハ、穿鑿を遂げ、日本にとまり申すべきに付きてハ御免、併異国え亦立帰るべきにおみては、死罪に申し付くべき事。
- 一 ③伴天連訴人褒美の事。
上の訴人には銀百枚、それより下には、其忠にしたがい相計はれるべきの事。
- 一 異国舟につミ來り候④白糸、直段を立候て、残らず⑤五ヶ所へ割符仕るべき事。

<設問>

(1) 史料Aは、寛永十年令と呼ばれる鎖国令の一部である。下線部①「奉書船」以外の日本船の海外渡航を禁止することが定められている。その「奉書船」とは何か。簡潔に説明せよ。

(2) 下線部②「異国え渡り住宅仕り之有る日本人」は、海外交易の活発化とともに海外に移住した日本人を指している。そのような日本人の中、タイのアユタヤ王朝で重く用いられた人物の名を記せ。

(3) 下線部③「伴天連」とは何か。その意味を簡潔に記せ。

(4) 下線部④「白糸」とは何か。

(5) 下線部⑤「五ヶ所」とは、「白糸」の輸入および売買に関して特権を有する、「五ヶ所商人」を指す。もとは「堺・長崎・京都」の三ヶ所であったが、1631年にあと二ヶ所が加わって五ヶ所となった。その二ヶ所とはどこか。二都市の名を記せ。

B

- 一 日本国御制禁成され候吉利支丹宗門の儀、其趣を存知ながら、彼の法を弘むるの者、今に密々差渡るの事。
- 一 宗門の族、徒党を結び邪儀を企つれば、則御誅罰の事。
- 一 伴天連同宗旨の者隠れ居所え、⑦彼の国よりつけの物送り与ふる事。
右茲に因り、自今以後、⑧かれうた渡海の儀、之を停止せられ訖。此上若し差渡るニおみてハ、其船を破却し、并乗来る者速に斬罪に処せらるべきの旨、仰せ出さる者也。仍執達件の如し。

<設問>

(6) 史料Bは、寛永十六年令と呼ばれる鎖国令の一部である。下線部⑥「邪儀を企つ」とは、この法令が出る2年前に起こった事件を指している。その事件は何と呼ばれるか。

(7) 下線部⑦「彼の国」とはどこを指すか。国名を記せ。

(8) 下線部⑧「かれうた」とは何か、簡潔に記せ。

(9) 下の文は、史料Bの頃の海外交易について述べたものである。文中の空欄〔 a 〕～〔 d 〕に適切な語句を下の(あ)～(こ)から選び、その記号を記せ。

史料Bの法令が出された後、日本に来航する貿易船は、〔 a 〕船と〔 b 〕船だけになり、貿易港は〔 c 〕一港に限られた。〔 a 〕

はバタヴィヤにおいて [d] の支店として [c] の出島に商館をおき、対日貿易の拠点とした。

- (あ) スペイン (い) ポルトガル (う) オランダ (え) イギリス
(お) 中国 (か) 長崎 (き) 神戸 (く) 横浜
(け) 東インド会社 (こ) 西インド会社

【3】次の史料A～Cを読み、設問に答えよ。

A

- 一 広ク [a] ヲ興シ万機公論ニ決スヘシ
一 上下心ヲニシテ盛ニ経綸ヲ行フヘシ
一 ①官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメン事ヲ
要ス
一 ②旧来ノ陋習ヲ破リ③天地ノ公道ニ基クヘシ
一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ
我国未曾有ノ変革ヲ為ントシ、朕躬ヲ以テ衆ニ先シ、天地 [b]
ニ誓ヒ、大ニ斯国是ヲ定メ、万民保全ノ道ヲ立ントス。衆亦此旨趣ニ
基キ、協心努力セヨ。

<設問>

- (1) 史料Aは、明治新政府の基本方針を表明した文書である。この文書は何と呼ばれるか。
- (2) 下線部①「官武一途」とはどのような意味か。簡潔に記せ。

(3) 下線部②「旧来ノ陋習」とは「昔からの悪習」という意味である。ここでは具体的にどのようなことを指すか。

(4) 下線部③「天地ノ公道」とは「世界共通の正しい道理」という意味である。ここでは具体的にどのようなことを想定しているか。

(5) 文中の空欄〔 a 〕〔 b 〕に適切な語句を下の(あ)～(か)から選び、その記号を記せ。

- | | | | |
|--------|--------|--------|--------|
| (あ) 会議 | (い) 国家 | (う) 憲法 | (え) 万物 |
| (お) 神明 | (か) 有情 | | |

B

第一札 定 一 人タルモノ④五倫ノ道ヲ正シクスヘキ事

一 鰥寡孤独廢疾ノモノヲ憫ムヘキ事

一 人ヲ殺シ家ヲ焼キ財ヲ盜ム等ノ惡業アル間敷事

第二札 定 何事ニ由ラス宜シカラサル事ニ大勢申合セ候ヲ徒党ト唱へ、

徒党シテ強テ願ヒ事企ルヲ強訴トイヒ、或ハ申合セ居町居村
ヲ立退キ候ヲ逃散ト申ス、堅ク御法度タリ。若シ右類ノ儀之
レアラハ早々其筋ノ役所へ申出ルヘシ。御褒美下サルヘク事

第三札 定 切支丹邪宗門ノ儀ハ堅ク御制禁タリ。若シ不審ナル者コレ
有ラハ、其筋之役所へ申出ルヘシ。御褒美下サルヘク事

<設問>

(6) 史料Bは、史料A公布の翌日、民衆に向けて掲げられた高札の記事の一部である。その高札は何と呼ばれるか。

(7) 下線部④「五倫ノ道」とはどのようなことか。簡単に説明せよ。

C

- 一 天下ノ権力總テコレヲ[c]ニ帰ス、則チ政令ニ途ニ出ルノ患無カラシム、[c]ノ権力ヲ分ツテ、立法・行法・[d]ノ三権トス。則偏重ノ患無ラシムルナリ
- 一 立法官ハ行法官ヲ兼ヌルヲ得ス、行法官ハ立法官ヲ兼ヌルヲ得ス。
-
- 一 各府、各藩、各県、皆貢士ヲ出シ議員トス、議事ノ制ヲ立ツルハ輿論公議ヲ執ル所以ナリ
- 一 諸官四年ヲ以テ交代ス。公選入札ノ法ヲ用フヘシ、但今後初度交代ノ時其一部ノ半ヲ残シ、二年ヲ延シテ交代ス、断続宜シキヲ得セシムルナリ。若シ其人衆望ノ属スル所アッテ去リ難キ者ハ、猶數年ヲ延ササルヲ得ス

<設問>

(8) 史料Cは、史料Aに基づき、政府の政治組織を定めた文書の一部である。この文書は何と呼ばれるか。

(9) 文中の空欄[c][d]に適切な語句を記せ。